

○富士市富士・愛鷹山麓地域保全措置負担事業実施要綱

令和4年3月30日

告示第58号

(趣旨)

第1条 この要綱は、富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例（令和2年富士市条例第37号。以下「条例」という。）第2条第9号に規定する保全措置の代替事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例及び富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例施行規則（令和3年富士市規則第12号）において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保全措置負担金 事業主等が保全措置を実施する代わりに市に納付する金銭であって、保全措置に要する費用に相当するものをいう。

(2) 保全措置負担事業 保全措置負担金を納付した事業主等を市が行った富士・愛鷹山麓地域の森林機能を保全するための事業を実施したものとみなすことにより、当該事業主等が保全措置を行ったものとみなす事業をいう。

(保全措置負担事業の申請)

第3条 保全措置負担金を納付しようとする事業主等は、保全措置負担事業に関する申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(保全措置負担事業の承諾)

第4条 市長は、保全措置負担事業の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、保全措置負担事業を承諾するものとする。

2 市長は、保全措置負担事業を承諾したときは、保全措置負担事業に関する承諾（不承諾）通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(保全措置負担金の納付)

第5条 前条第2項に規定する通知書を受け取った事業主等は、市長が指定する期日までに保全措置負担金を納付しなければならない。

2 保全措置負担金の額は、必要な規模の保全措置として植林すべき面積に1平方メートル当たり1,000円を乗じて得た額とする。ただし、市が誘致した重度開発その他市長が認める重度開発に係る保全措置負担金の額については、この限りでない。

(保全措置負担金納付証明書の交付)

第6条 市長は、保全措置負担金の納付を確認したときは、当該保全措置負担金を納付した事業主等に対し保全措置負担金納付証明書（第3号様式）を交付するものとする。

(保全措置負担金の還付)

第7条 事業主等が保全措置負担事業の承諾の取消しを願い出て、市長が取消しを認めるときは、既納の保全措置負担金を還付することができる。

2 前項の規定により保全措置負担金が還付されることとなった事業主等は、速やかに保全措置負担金納付証明書を市長に返還しなければならない。

(保全措置負担金の積立て)

第8条 納付された保全措置負担金は、富士市富士・愛鷹山麓地域森林機能保全基金に積み立てるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

保全措置負担事業に関する申請書

年 月 日

（宛先） 富士市長

住 所（法人にあつては、その主たる
事 務 所 の 所 在 地）
申請者 氏 名（法人にあつては、その名称）
及 び 代 表 者 の 氏 名
電話番号

次の保全措置負担金を納付することにより保全措置を行ったものとみなすことについて、富士市富士・愛鷹山麓地域保全措置負担事業実施要綱第3条の規定により申請します。

- 1 事業主の氏名及び住所
（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）
- 2 土地所有者等の氏名及び住所
（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）
- 3 重度開発を行う場所（予定）
- 4 重度開発を行う面積（予定）
- 5 重度開発を行う場所における森林の樹種
- 6 必要な規模の保全措置として植林すべき面積
- 7 保全措置負担金の額

第2号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

富士市長 印

保全措置負担事業に関する承諾（不承諾）通知書

年 月 日付けで申請のあった保全措置負担事業に関する申請について承諾（不承諾）しましたので、富士市富士・愛鷹山麓地域保全措置負担事業実施要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

- 1 保全措置負担金の額
- 2 保全措置負担金の納付期限

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

富士市長



保全措置負担金納付証明書

年 月 日付け 第 号により承諾した保全措置負担事業に係る保全措置負担金が納付されたことを証明します。

また、次のとおり富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例第2条第9号に規定する保全措置を行ったものとみなします。

ただし、重度開発を行う場所に変更が生じる場合は、保全措置を行ったものとみなす重度開発の面積に変更が生じることがあります。

記

- 1 保全措置負担事業を承諾した日
- 2 保全措置負担金を納入した日
- 3 保全措置負担金を納入した額
- 4 保全措置を行ったものとみなす重度開発の面積等
 - (1) 重度開発を行う面積
 - (2) 重度開発を行う場所
 - (3) 必要な規模の保全措置として植林すべき面積
 - (4) 保全措置負担金の額
 - (5) 保全措置を行ったものとみなす重度開発の面積

第 1 号様式（第 3 条関係）

第 2 号様式（第 4 条関係）

第 3 号様式（第 6 条関係）